



●定期健康診断のお知らせ

下記のとおり、黒崎商工会館において、事業所定期健康診断が実施されます。どうぞこの機会にご利用下さい。
詳細は同封の案内文書をご覧ください。

- ・実施日 平成27年6月19日(金) 14:00~16:00
- ・会場 黒崎商工会館
- ・申込期限 5月22日 (新潟県労働医学協会へ申込書をFAX)

●平成28年3月新規高等学校卒業予定者求人申込説明会開催について

ハローワーク新潟では、高卒用求人を6月22日から受付開始いたします。(大卒等用求人は3月1日から受付を開始しています)企業や地域発展につながる若い人材確保のため、早期に採用計画をご検討ください。新卒求人の申込みについて下記のとおり説明会を開催いたしますので、ぜひご参加ください。

- ・日時 平成27年5月25日(月)①10:00~12:00 ②14:00~16:00
- ・会場 新潟美咲合同庁舎2号館 共用大会議室(4階) 新潟市中央区美咲町1-2-1
※説明会は2回とも同一内容です。ご都合の良い日にご出席ください。
※会場の都合により、事前に参加申込みをお願いします。
- ・申込・お問い合わせ先
新潟市中央区弁天2-2-18 新潟KSビル2階 若者しごと館
ハローワーク新潟 学卒部門 TEL025-240-4510(内線77)



●新潟税務署 庁舎移転について(お知らせ)

平成27年5月7日(木)から新潟税務署が次の所在地に移転します。

〒951-8685 新潟市中央区西大畑町5191番地 TEL 025-229-2151

●産業廃棄物管理票交付等状況報告書並びに多量排出事業者の処理計画及び実施状況報告制度について

新潟県県民生活・環境部廃棄物対策課から周知依頼がありましたのでお知らせします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付者は、前年度の交付等状況について都道府県知事に報告することが必要です。

また、前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン(特別管理産業廃棄物にあつては50トン)以上の事業場を設置している事業者は、法により、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理計画書の提出が、また、前年度に処理計画書を提出した多量排出事業者は、計画の実施状況の報告が各々義務付けられています。

※新潟市内の事業場で排出した産業廃棄物についての報告書の提出先・問い合わせ先

〒951-8550 新潟市中央区学校町通一番町602-1

新潟市環境部廃棄物対策課

電話:025-228-1000 内線 31411、31412

FAX:025-230-0465

●各種 補助金・助成金についてお知らせ

創業準備補助金（企業内ベンチャー枠）について（新潟IPC財団）

企業内ベンチャー立ち上げに向けた準備・施行のためのサンプル・調査・委託等に補助します

募集期間 平成27年4月1日～5月20日

募集条件 1. 新たなビジネスモデルにチャレンジする企業
2. 具体的かつ実現可能性が高い事業
3. 社内にベンチャー企業制度を有している

補助率 1/2（補助限度額50万円） ※人件費・設備費等は対象外

申し込み・問い合わせ先

新潟市中央区西堀通6番町866番地 NEXT 2 1 12階

（公財）新潟市産業振興財団（通称：新潟IPC財団）ビジネス支援センター

起業・創業支援 新潟市ベンチャー企業支援事業について

新潟市では、起業家や創業者を応援するため、事業所賃料を助成しています！

一次公募期間 平成27年6月1日～6月30日

対象者 情報通信関連業等 新たに創業しようとするもの又は創業から3年未満のもの
（補助対象外業種が有りますので詳細はお問合せ下さい）

※補助期間終了後も新潟市内に事業所を置いて活動すること

補助額 ①事業所賃借料の1/2（限度額 月額5万円）

②通信費（限度額 月額5千円）

（一部該当にならないものも有ります）

補助期間 初年度の交付決定から4年以内（情報通信関連産業以外は1年以内）

申し込み・問い合わせ先

新潟市 経済部 企業立地課 中央区学校町通1番町602-1

TEL 025（226）1689

中小企業パワーアップ設備投資応援補助金(新潟市)について

新潟市では中小企業者が実施する機械設備の取得に対する補助制度を下記の内容で実施します

（補助対象者）市内の工場等（日本標準産業分類に掲げる製造業、新聞業、出版業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業に属する業の用に供する事業所）に設備投資を行う中小企業者

（対象地域）新潟市内全域

（対象事業）事業の拡大、事業の高度化又は継続を図るための機械設備への投資

機械設備とは、事業の用に直接供する法人税法施行令等に規定する「機械及び装置」

（構築物、車両及び運搬具、工具・器具及び備品（パソコン等）などは対象外）

対象設備が他の補助金（助成金）の交付を受けていないもの

（補助内容）機械設備の取得に要する経費の20%（取得価格が200万円以上であるもの（消費税等は除く））

（限度額）200万円（千円未満切り捨て）

※申請にあたっては、事前相談が必須となります。

問合せ先 新潟市経済部企業立地課 TEL 025-226-1689

西区申請窓口 西区役所 農政商工課 TEL 025-364-7630